平成15年第6回定例会 斑鳩町議会会議録

平成15年12月19日 午前9時30分 開議 於斑鳩町議会議場

徹

中川靖広

1, 出席議員(16名)

1番 嶋田善行 2番 松田 正 飯高昭二 3番 4番 西 谷 剛 周 5番 森河昌之 6番 浅 井 正 八 7番 小 野 隆 雄 8番 坂 口 9番 浦野圭司 10番 吉 川 勝 義 三 木 誓 士 11番 12番 木田守彦 13番 木澤正男 里 川 宜志子 14番

1, 欠席議員(0名)

15番

中西和夫

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口 隆 係 長 猪川恭弘

16番

1,地方自治法第121条による出席者

町 長 小城利重 助 役 芳 村 是 収 入 役 中 野 秀樹 教 育 長 栗 本 裕 美 総務部長 哲男 総務課長 西本 喜一 植 村 総務課参事 昌敬 企画財政課長 伸宏 吉 田 藤 原 企画財政課参事 野口 英 治 税務課 長 嶋 継 植 滋 克 巳 住民生活部長 中井 福 祉 課 長 野崎 一也 健康推進課長 西田哲也 環境対策課長 清水孝悦

北 村 光 朗 住 民 課 長 西 谷 桂 子 都市建設部長 建設課長 堤 和雄 建設課参事 今 西 弘 至 観光産業課長 田 口 好 夫 都市整備課長 藤本宗司 清 水 建 也 阪 野 輝 男 教委総務課長 生涯学習課長 上下水道部長 池田善紀 上水道課長 水田美文 下水道課長 谷口裕司

1,議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 発議第 9号 義務教育費国庫負担制度の維持を求める意見書

追加日程 2. 発議第10号 イラクへの自衛隊派遣を見合わせることを求める意 見書

追加日程 3. 陳情第 5号 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の「現に子がいないこと」要件の削除などに関する意見書提出に係る陳情書

追加日程 4. 陳情第 6号 法律などで性別の記載を義務付けている文書の性別 記載の必要性の見直しと削除を求める意見書提出に 係る陳情書

追加日程 5. 陳情第 7号 町の公的文書中の不要な性別の記載の削除などを求める陳情書

1,本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長(森河昌之君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よってこれより本会議を再 開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。それでは、これに従い議事 を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。6番、浅井委員長。

○建設水道常任委員長(浅井正八君) それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてをご報告いたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、12月11日、 全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず初めに、本会議からの付託議案でありますが、議案第52号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、理事者より説明を受け、委員からは特段の質疑がございませんでしたので、本件についてお諮りしたところ、当委員会といたしましては満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第54号 平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてを 議題とし、理事者より説明を受け、委員より質疑をお受けしたところ、石綿管の現在の状 況と、取替えに係る町の考え方について質問があり、理事者より、総延長では約12.6 キロメートル残っており、相当の延長があることから、順次取り替えていく予定ではあり ますが、経費も相当かかるので、少し時間をいただきたいと考えているとの答弁がありま した。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として、満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、認定第9号 町道認定についてを議題とし、理事者より説明を受けたところ、委員より、位置指定道路等の認定に際しての町の考え方が確認され、理事者より説明がなされたところであります。

続いて、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、流域下水道事業の11月末における進捗状況は、安堵町に

おけます中継ポンプ場に設置される機械設備は機器の製作が完了し、据え付け工事の準備 中である。平成17年3月の完成を目指し順調に工事は進んでいる。

次に、竜田川幹線管渠第4号工事、「稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東」までの工事は、現在約40%の進捗率である。

次に、町の公共下水道事業の進捗状況については、竜田汚水幹線管渠工事2件は、現在 推進工事が順調に進められている。

次に、6月に発注した服部1丁目地内の面整備1件、管渠埋設工事は竣工した。9月に発注した法隆寺西1丁目地内の面整備である管渠埋設工事の2つの工区は、本体工事に着手している。10月に発注した測量設計業務委託8件は、資料収集等の準備が終わり、現地測量作業に着手している。

さらに、供用開始の準備作業として、整備完了区域で進めている公共下水道への接続の 説明会は、11月より順次進めており、10の自治会で既に終わっており、一定のご理解 を得られている。今年度中に、対象となるすべての自治会の説明会を終える予定で進めて いるとの報告を受けました。

委員より、若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、各課報告事項として、議案第50号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、当委員会に属するものについて理事者より説明があり、委員会として了承することといたしました。

また、新道路整備5カ年計画について、町営住宅についても報告を受けており、質疑応答につきましては、ご報告を省略させていただきます。

また、その他についても、委員より質疑がございましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上が、開会中における当委員会に関わる審査の概要と結果でありますが、詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申 し上げます。

最後に、当委員会として、公共下水道事業に関することについて、及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

以上、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

- ○議長(森河昌之君) 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の 審査結果報告を求めます。12番、木田委員長。
- ○厚生常任委員長(木田守彦君) それでは、厚生常任委員会の審査結果について報告を いたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、12月15日 、全委員出席もとに委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いた します。

まず、初めに、本会議からの付託を受けました議案第51号 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、高額医療費の払い戻しについて、斑鳩町では行っているのか、また高齢者の場合は、自治体によって色々申請方法があるようで、全般的にまだまだ未申請の割合があるように聞くが、斑鳩町の状況はどうなっているのかとの質問には、高額医療費の払い戻しについては、本人あてに通知をし、手続をしていただくよう連絡している。高齢者の場合は、初回の申請手続だけでその後の分も処理させていただいている。殆ど100%に近い処理はさせていただいているとの答弁でありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第53号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、質疑をお受けしたところ、介護保険は、利用する側やケアマネジャーが事業者の利用状況等の色々な情報をつかんだ上で利用出来る制度になっていくべきであり、そういったソフトの開発が必要ではないかとの質問に、今回のシステムでは、利用されている方々が今どういう状況にあるのか、利用されているサービス内容が適切なものかどうかのチェックは行うことが出来ます。利用状況等のわかるソフトについては、県の方へ一括して取り組んでいただけるよう要望はさせていただけるとは思いますとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、継続審査案件であります(仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、平成15年度内の用地取得に向けまして、建設候補地の地権者の協力を得るべく引き続き交渉に当たっているところであるとの説明を受けました。

委員からは、交渉が難航していると聞いているが、このままの状態では単価がつり上がる可能性もあり、いつまでも引きづらないで一定の見切りをつけて、現時点で考えておられる場所を考える余地があるのではないかとの質問に、単価の問題等厳しい問題はありますが、場所を設定した限りは協力をいただける万全の体制を持ちながら交渉を進めてまいりたいと考えている。最大限の努力をして、どうしても話がまとまらないということになれば、委員会にも報告し対応してまいりたいと思うとの答弁がありました。

委員会としては、一定の審査を行ったということで審議を終わりました。尚、本件については、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

次に、各課報告事項といたしまして、定例会に提出されております議案第50号 平成 15年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてのうち、当委員会所管に属するもの について、各担当課よりそれぞれ説明を受け、当委員会として異議なく了承することとい たしました。

その他といたしまして、委員より質疑がございましたが、ご報告は省略させていただきます。

以上が開会中におけます当委員会に関わります主な審査の概要でありますが、詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただけるようお願い申し上げます。

以上で、厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(森河昌之君) 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の 審査結果報告を求めます。2番、松田委員長。
- ○総務常任委員長(松田 正君) 総務常任委員長の松田正でございます。

総務常任委員会は、12月16日に会議を開き、本会議から付託を受けました議案と継続審査事案についての審査をいたしましたので、その概要と結果について報告をいたします。

まず初めに、本会議から付託を受けました議案について報告をします。

議案第49号 史跡中宮寺跡の用地の取得についてであります。平成15年度から3カ年計画で史跡指定地2万7,000平方メートルのうち、平成15年度分として8,372.68平米、地権者9名、17筆を2億5,044万4,612円で取得することについて、議会の議決を得ようとするものであり、総務常任委員会は、原案どおり可決すべき

ものとされました。

その際に、委員の発言として、本会議での総括質問があった内容については、当然に説明資料として議案書に添付するなどの配慮があってしかるべきであり、今後この種事案の取り扱いについては、十分に留意されるよう要望されたことを申し添えておきたいと思います。

次に、議案第50号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてであります。歳入歳出それぞれ1,702万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億2,561万3,000円とするもので、その補正内容の説明は、初日の本会議において町長の提出議案説明の中で述べられていますので、省略をさせていただきます。

この補正予算については、教育関係予算の中で、校舎の耐震補強工事や中学校トイレの 改修工事に伴う補助金の取り扱いや、公民館館長の位置づけと今後の館長配置の基本的な 考え方について、若干の質疑が行われた後、議案第50号につきましては、全員一致で原 案どおり可決すべきものとされました。

次に、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)であります。これは、先の衆議院議員選挙の執行経費に関わるもので、議会の委任による町長専決処分として妥当なものであるとして報告は了承されました。

次に、要請第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」をあげていただくことにあたっての趣意書についての取り扱いであります。総務常任委員会は、提出された趣意書の意図を理解し、意見書を提出することについて合意をし、添付されています意見書の内容を検証の上、一部字句修正を行い、意見書の内容を確認をいたしました。

結果、総務常任委員会を構成する議員が、連名で別紙のとおり「義務教育費国庫負担制度の維持を求める意見書」を提出させていただくことにいたしましたので、議員各位のご理解を得て採択されますよう願ってやみません。

以上が、本会議から付託を受けました議案についての審査の概要と結論であります。 続いて、継続審査事案としている事項について申し上げます。

その1つは、藤ノ木古墳整備に関することについてであります。

第5次発掘調査の結果については、初日の本会議において町長から報告されたとおりであり、その調査結果の公式な取りまとめの段階に入っており、それを基に2月に予定する整備検討委員会で今後の対応方針を決定していくことになるとの方向が説明され、この報

告と今後の対応方針について理解をすることといたしました。

その2つは、史跡中宮寺跡の今後の公有化計画についてであります。

史跡中宮寺跡の指定範囲の3カ年計画による公有化についての初年度分として、15年度買い上げ面積と買い上げ単価が確定したことから、16年度、17年度の公有化計画が示され、その必要財源の確保に最善を尽くしていくとの考え方が示されましたことを踏まえ、総務常任委員会としては、その努力に期待をし、計画を確かなものとするための留意点や要望意見が述べられましたが、その詳細につきましては、会議録を参照いただければ幸いであります。

その他の事項として委員から次のような要望、質問がありました。1つ、理事者側が、 平成16年3月議会での制定を希望している「斑鳩町男女共同参画推進条例」については 、所管委員会での検討時間を十分に確保すること。2つ、国道25号線沿いの県立三室病 院前付近に存在していた池跡は、どのような経緯をたどって現状に至っているかについて の調査をしてほしいという要望があり、町側は、困難な面もあるけれども努力してみると 答えています。

また、質疑としては、1つに、龍田財産区下司田池の所有権、水利権の所在と水門修理が必要な状態となっているが、その費用負担はどこが持つことになるのか。2つに、12月9日に行われました一般質問との関わり合いの中で、集会所建設予定地内の置物の処置をめぐっての認識などについて質疑応答が交わされましたが、内容については会議録を参照していただくとして、委員長報告は省略をさせていただきたいと存じます。

尚、閉会中の審査事案としては、別紙により承認の手続を行うことといたしております ので、よろしくお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長(森河昌之君) 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第49号 史跡中宮寺跡の用地の取得についてお諮りいたします。本案については 、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議案第49号については、満場一致 で可決いたされました。

続いて、議案第50号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議案第50号については、満場一致 で可決いたされました。

続いて、議案第51号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議案第51号については、満場一致 で可決いたされました。

続いて、議案第52号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議案第52号については、満場一致 で可決いたされました。

続いて、議案第53号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり 可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議案第53号については、満場一致 で可決いたされました。

続いて、議案第54号 平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議案第54号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、認定第9号 町道認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、 討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって認定第9号については、満場一致で 認定いたされました。

続いて、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成15年度 斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)をお諮りいたします。本案については、質 疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって報告第15号については、満場一致 で了承いたされました。

ここでお諮りいたします。皆様のお手元に配付しております追加日程1、発議第9号義務教育費国庫負担制度の維持を求める意見書、追加日程2、発議第10号 イラクへの自衛隊派遣を見合わせることを求める意見書、追加日程3、陳情第5号 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の「現に子がいないこと」要件の削除などに関する意見書提出に係る陳情書、追加日程4、陳情第6号 法律などで性別の記載を義務付けている文書の性別記載の必要性の見直しと削除を求める意見書提出に係る陳情書、追加日程5、陳情第7号 町の公的文書中の不要な性別の記載の削除などを求める陳情書を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第9号 義務教育 費国庫負担制度の維持を求める意見書、追加日程2、発議第10号 イラクへの自衛隊派 遣を見合わせることを求める意見書、追加日程3、陳情第5号 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の「現に子がいないこと」要件の削除などに関する意見書 提出に係る陳情書、追加日程4、陳情第6号 法律などで性別の記載を義務付けている文書の性別記載の必要性の見直しと削除を求める意見書提出に係る陳情書、追加日程5、陳情第7号 町の公的文書中の不要な性別の記載の削除などを求める陳情書を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、発議第9号 義務教育費国庫負担制度の維持を求める意見書を 議題といたします。

提出者の説明を求めます。1番、嶋田議員。

○1番(嶋田善行君) それでは、意見書の朗読により議員発議にかえさせていただきま

す。

発議第9号

義務教育費国庫負担制度の維持を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成15年12月19日提出

議会議員

松 田 正

嶋田善行

小 野 槇 雄

坂 口 徹

浦 野 圭 司

木澤正男

義務教育費国庫負担制度の維持を求める意見書

過日、政府は、経済財政諮問会議がまとめた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003年」(「骨太の方針 第3弾」)を閣議決定した。この中では、2006年度までに国庫補助負担金は約4兆円を目途に廃止・縮減し、削減額の約8割を地方へ税源移譲する方針であり、2割分は地方への新たな負担となり、これは国の責任を放棄し、地方に新たな負担を押しつけるものである。

特に、義務教育費国庫負担制度は、小中学校教職員の給与の半額を国が負担することを 法令で国に支出を義務付けており、これは教育基本法第3条の教育の機会均等を具体化し た施策である。

義務教育は、国民として必要な基礎的学力を養うものであり、全国どこでも一定水準の教育内容を確保することは国の重要な責務である。義務教育費国庫負担制度はその財政的裏づけを担ってきたものであるから、今後も教育に必要な財源やその総額を確保するしくみとして、国の責任において今後も維持されるべきである。

よって、次の事項を強く要望する。

- 一、憲法、教育基本法に明記された教育の機会均等の原則を守り、義務教育費国庫負担制度を維持すること。
- 一、事務職員、学校栄養職員を引き続き義務教育費国庫負担制度の対象とすること。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(森河昌之君) お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案 どおり可決することについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第9号 義務教育 費国庫負担制度の維持を求める意見書は、満場一致で可決いたされました。本意見書は、 関係機関に送付いたします。

尚、同様の内容の総務委員会へ付託されております要請第2号については、ただいまの 発議第9号の可決により、採択されたものとみなします。

続いて、追加日程2、発議第10号 イラクへの自衛隊派遣を見合わせることを求める 意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君) 発議第10号 イラクへの自衛隊派遣を見合わせることを求める意見書について提案説明をさせていただきます。

まず、意見書の方、朗読させていただきます。

発議第10号

イラクへの自衛隊派遣を見合わせることを求める意見書標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成15年12月19日提出

議会議員

木 澤 正 男

里 川 宜志子

イラクへの自衛隊派遣を見合わせることを求める意見書

アメリカによって一方的に戦争終結宣言がなされ、イラクでの占領統治が続くなか、1 2月13日にアメリカ軍によってサダム・フセイン元大統領の身柄が拘束されました。

サダム・フセイン元大統領に対しては今後、国際世論のもと、法による厳粛な裁きが求められてきますが、泥沼化したイラクの現況に変化はなく、依然としてゲリラ的戦闘が勃発しています。米英軍の認識においても、未だにイラク全土が「戦闘地域」であり、テロ

の標的とされた国際赤十字や国連も「復興支援の前提が崩れた」として、すでに撤退して しまっている状況です。

また、11月29日には外交官2名が殺害されるという大変痛ましい事件が起こりました。

政府は「イラク特措法」に基づき「非戦闘地域」に自衛隊を派遣することを表明しており、既に調査団を14回派遣し、さらに年内に専門的自衛隊を派遣して調査にあたらせるとしています。

政府自らがこれらの情報を総合的に見るなかで、慎重に見極めた判断が求められ、このことは「イラク特措法」のなかで「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」と認められる地域に限定されているが、武装した自衛隊が派遣されることにより、現地イラクの人々の間に大きな混乱を招くものであり、アメリカ兵を輸送する自衛隊がテロの対象となり、イラク人を攻撃、殺傷する恐れやまた逆に自衛隊員が攻撃を受け、命を落とす危険性は政府も認めております

現在のイラク情勢を鑑みて、そういったいわゆる「非戦闘地域」に対し、疑念と不安が 残る以上、イラクの復興支援に対し、日本は新たな国連安保理決議の採択を通じて国連主 導の復興支援のなかで、イラク国民による速やかな政権の樹立を目指すべきであり、政府 は「イラク特措法」に基づく現時点でのイラクへの自衛隊派遣を見合わせるよう強く要望 いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日

奈良県斑鳩町議会

以上のように意見書をまとめさせていただきました。これにつきましては、政党の方針がどうであるとか、既に決まったことだからとか、色々言われる方もおられますが、直近のアンケートでも、8割の方が反対と慎重と言っておられ、内閣支持率も41%まで落ちてきているという状況があるとともに、私はこの問題については、自分の体の中で命を育てた経験を持つ一人の人間としても、絶対にこの意見書に書かれている内容につきましては提案をしていきたいというふうに考え、このたび提案させていただきました。どうか議員皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長(森河昌之君) お諮りいたします。発議第10号 イラクへの自衛隊派遣を見合

わせることを求める意見書を可決することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

- ○議長(森河昌之君) 異議ありとのことです。これより討論を行います。 初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。 9番、浦野議員。
- ○9番(浦野圭司君) イラクへの自衛隊派遣を見合わせることを求める意見書につきまして、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

イラク情勢に絡む重要な出来事が次々と起こっている状況の中で、今月13日、イラク戦争後、身を隠していたサダム・フセイン前イラク大統領が身柄を拘束されたと報じられました。このような状況の中、現在の段階で議論されるべきことは、どのようにすれば我が国が実行性を伴ってイラク復興を支援することが出来るかということであると考えます

小泉総理は、我々は、いずれの国家も自国のことのみに専念して他国を無視してはならないものであって、政治道徳の法則は普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると考えられております。また、総理は、自衛隊のイラク派遣が、今の考え方と合致するものとして決断されたものであります。現下の我が国の置かれた立場を踏まえる限り、正しいものであると考えております。

イラク復興支援特別措置法が成立し、それに基づき我が国が国の復興支援として、医療、食糧支援、難民支援などの復興人道支援活動への取り組みが予定されており、我が国としても、国際社会の一員として、イラク復興と安定と平和の構築のために、復興支援に協力を惜しまないことが大切であることから、政府としては、自衛隊のイラク派遣はやむを得ない政策判断であると考えております。

このことから、イラクへの自衛隊派遣を見合わせることを求める意見書について私の反対討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

- ○議長(森河昌之君) 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。 1 3番、木澤議員。
- ○13番(木澤正男君) それでは、イラクへの自衛隊派遣を見合わせることを求める意見書につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

昨日、イラクに派遣する自衛隊の活動内容を盛り込んだ実施要綱が小泉首相によって承

認されました。陸海空3自衛隊派遣の実施期間は、防衛庁長官が命じた日から2004年12月14日までとし、派遣開始日については、防衛庁長官が現地の状況などを確認の上、首相の承認を得て時期を定めた後と明記を避けた形になっておりますが、マスコミの報道によりますと、早ければ今月の25日には40名の自衛隊員が先遣隊としてイラクに派遣され、来月の下旬には、さらに150名の自衛隊員が派遣を予定されているとのことです。そして、本日にも先遣隊の派遣、編制命令が出されようとしていますが、私は今回日本がイラクに自衛隊を派遣することによって、取り返しのつかない結果を招くのではないかと非常に危惧を感じております。

第1に、小泉首相は、戦争に行くのではないと繰り返し言っておりますが、イラク全土が戦場であることは、米英軍も認めており、そこに自衛隊が幾ら人道復興支援に行くのだと言っても、現地イラクの人々にはそのようには受け止められておりません。むしろ、アメリカ兵の輸送を行う自衛隊が武装して現地に行くことによって、現在非戦闘地域であるとされているところでも戦闘地域に変わってしまうというのが真実ではないでしょうか。実際同じように、人道復興支援だといってより安全な地域を選んで派遣されたイタリア、スペイン、ハンガリーなどの軍隊が、次々に襲撃を受け、犠牲者を出しています。また、国際赤十字や国連までもがテロの標的にされ、既に現地から撤退してしまっている状況の中、11月29日には、日本の外交官2名が殺害されるという、本当に痛ましい事件が起こりました。さらには、テロの標的として日本が名指しで挙がっており、派遣された自衛隊がテロの標的とされるのは明らかであります。

また、米英軍によるイラクでの占領統治が続く中、今月の12月13日にサダム・フセイン元大統領がアメリカ軍によって身柄を拘束されましたが、イラクの現況に変化はなく、依然としてゲリラ的戦闘が勃発しています。米軍は、イラク掃討作戦と称して、ゲリラ勢力の会合や武器保管に使われたとされる民家を標的とした爆撃を行い、イラクの民間人を巻き添えにし、罪のない犠牲者を出していますが、そういったやり方こそがイラク国民の新たな怒りと憎しみを呼び起こし、イラクの泥沼化を日に日に深刻にしているのではないでしょうか。

第2に、今イラクの人々が求めているものは、イラク人自身の手による復興再建であり、 米英軍主導の占領支配を一刻も早く国連中心の枠組みによる復興支援に切り替えて、 英軍はイラク国民に主権を返還し、速やかに撤退をするべきであります。

先日、日本政府が発表した自衛隊派遣の閣議決定について、イラク統治評議会の報道官

は、これ以上の外国軍は要らない、イラクの問題はイラク人自身で解決すべきであると言明しており、そういったイラクの人々の声に応え、そのための道理に立った外交努力こそ 、現在日本の政府がなすべきことであると考えます。

先ほどの反対討論の中にもありましたが、復興支援は必要であるという点においては同じ立場でありますが、現時点において、イラク特措法に基づくイラクへの自衛隊派遣は見合わせるべきであるとし、私の賛成討論とさせていただきます。どうか議員皆様にもご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(森河昌之君) これをもって討論を終結いたします。本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(森河昌之君) 起立少数であります。よって発議第10号 イラクへの自衛隊派 遣を見合わせることを求める意見書は、賛成少数で否決いたされました。

続いて、追加日程3、陳情第5号 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の「現に子がいないこと」要件の削除などに関する意見書提出に係る陳情書を議題といたします。

本案については、質疑、討論を省略し、初日の委員長報告どおり不採択とすることにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって陳情第5号については、不採択といたされました。

続いて、追加日程4、陳情第6号 法律などで性別の記載を義務付けている文書の性別記載の必要性の見直しと削除を求める意見書提出に係る陳情書を議題といたします。

本案については、質疑、討論を省略し、初日の委員長報告どおり不採択とすることにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって陳情第6号については、不採択といたされました。

続いて、追加日程 5、陳情第 7 号 町の公的文書中の不要な性別の記載の削除などを求める陳情書を議題といたします。

本案については、質疑、討論を省略し、初日の委員長報告どおり不採択とすることにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって陳情第7号については、不採択といたされました。

続いて、日程4、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査につきましてよろしくお願いをいたします。

続いて、日程5、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査につきましてよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成15年第6回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る11月28日の開会から本日まで、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償

及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を含め12議案を提出させていただきましたが、議員皆様方には終始ご熱心にご審議を賜り、すべて原案どおりご承認を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。今議会で議員皆様方から賜りましたご意見やご指摘に対しましては、その内容を十分に認識し、今後の行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

また、平成16年度予算の編成に向けては、財政状況はさらに厳しい状況ではございますが、議員皆様方からいただきましたご意見等を町政発展に積極的に反映させていただき、職員ともども創意工夫を凝らしながら努力してまいりたいと考えております。さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、平成15年も残すところあとわずかとなり、寒さも一段と厳しさを増す時期でもありますが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛の上、よい年をお迎えいただきますよう念じまして閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(森河昌之君) これをもちまして、平成15年第6回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時23分 閉会)